

社会福祉協議会の皆様へ

福祉保険ニュース

(本ニュースは道県指定都市・市区町村社協に配信しています)

NO. 125 令和4年9月16日

(株)福祉保険サービス
東京都千代田区霞が関3-3-2
TEL 03-3581-4667
FAX 03-3581-4763
<https://www.fukushihoken.co.jp>

新型コロナウイルス感染症に関する「入院保険金等」の取扱いについて

下記の対象補償制度(プラン)におきましては、医師の指示に基づき宿泊施設や自宅で療養する場合「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いを行ってまいりました。しかし、今般、政府・金融庁からの取扱いの見直しについての要請を受け、医師に「新型コロナウイルス感染症」と診断された日が2022年9月26日以降の場合、宿泊施設・自宅での療養を「入院」とみなして保険金をお支払いする取扱いの対象を「重症化リスクの高い方(※)」とします。

(※)以下の方をいいます。

- ・65歳以上の方
- ・入院を要する方
- ・重症化リスクがあり、新型コロナ治療薬の投与または新型コロナ罹患により酸素投与が必要な方
- ・妊婦

<取扱いのイメージ図>

治療・療養の場所		病院・診療所	宿泊施設・自宅	
対象の方		全ての方	重症化リスクの高い方	左記以外の方
医師に 新型コロナウイルス感染症 と診断された日	2022年 9月25日以前	○ (約款上の入院)	○	○
	2022年 9月26日以降	○ (約款上の入院)	○	×

対象となる補償制度(プラン)

- ・ボランティア活動保険
- ・福祉サービス総合補償(オプション「感染症の補償」)
- ・社協の保険(プラン2-②「社協役員・職員の業務中の感染症補償」)
- ・しせつの損害補償、保育園・認定こども園の損害補償(プラン3-③「感染症罹患事故補償」)

これに伴い、ご加入の補償制度やプランを解約・変更される場合には、お客さまのお申し出に
応じて対応させていただきますので、下記<ご留意いただきたい事項>をご確認いただいたら
うえで、福祉保険サービスまでご連絡ください。

<ご留意いただきたい事項>

- ・保険始期日へ遡っての解約・変更はできず、お申し出日以降の解約・変更となります
- ・重症化リスクが高い方に該当する場合には、引き続き保険金をお支払いできる可能性
があります
- ・新型コロナウイルス感染症に限らず、その他の感染症やケガなどの補償がなくなる可
能性があります
- ・ボランティア活動保険は解約返戻金がありません

<取扱代理店> 株式会社福祉保険サービス
〒100-0013東京都千代田区霞が関3-3-2 新霞が関ビル
TEL 03-3581-4667 FAX 03-3581-4763
受付時間:平日の9:30~17:30(土日・祝日、年末年始を除く)

<引受保険会社> 損害保険ジャパン株式会社 医療・福祉開発部第二課
〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
TEL 03-3349-5137 FAX 03-6388-0154
受付時間:平日の9:00~17:00(土日・祝日、年末年始を除く) SJ22-07594 2022/09/14